

ドイツ複合占領における国家化と原連邦制

北住 炯 一

目次

はじめに

I 州の形成と行政体化・政治体化

- 1 アメリカ占領地区の州形成と行政体化・政治体化
- 2 イギリス占領地区の州形成と行政体化・政治体化

II 占領地区の統治機構形成

- 1 アメリカ占領地区の州評議会
- 2 イギリス占領地区の地区審議会

III 統合経済領域（ビツォーネ）の形成と改革

- 1 統合経済領域とドイツ連邦共和国
- 2 ポツダム協定とアメリカ・イギリス占領地区の統合
- 3 ビツォーネの三段階

(1) 第一段階—米英統合経済領域と行政評議会

(2) 第二段階—第一次改革と経済評議会の創設

(3) 第二段階—第二次改革と経済評議会体制の確立

おわりに

参考文献

はじめに

一九四五年五月九日、連合国に無条件降伏したドイツは占領体制のもとにおかれた。西側占領地区は一九四九年五月二三日の基本法の公布をもってドイツ連邦共和国になった。では一体、ドイツ連邦共和国の創設にとって占領体制はいかなる意義を有するのであろうか。ドイツの占領はたんなる分割占領による直接統治ではなく、むしろ直接統治と間接統治が重畳する「複合占領」であった。複合占領体制下で「国家化」と「原連邦制化」が進められ、そうした過程を前提に戦後西ドイツの国家と連邦制が建設された。本稿は、複合占領期の国家化と原連邦制化のプロセスを明らかにしながら、占領体制とドイツ連邦共和国の関係を説明する。

国家化とは、一定領域において国家要素が具備され、国家の「かたち」が形成される過程、リンスやステパンを援用すれば「国家性 (stateness)」を次第に帯びていく過程である (Linz/Stepan 16, 邦訳47)。国家要素とは、領域、立法・行政・司法の統治枠組み、金融・通貨制度、経済制度、社会制度といった国家枠組みと国家運営制度である。複合占領のもとで、国家要素が次第に集積される国家化が進展し、西ドイツ国家の「原型」が形成さ

れた。複合占領期にドイツ連邦共和国が準備されたのである。¹⁾

原連邦制化とは、戦後ドイツ連邦制の萌芽形態が生み出されるプロセスである。一般にドイツを含む連邦制は、連邦と構成体（州、カントン、自治州、共同体、地域）の間の主権分割・分有体制、とりわけ立法権の分割体制である。ドイツ連邦制はこの点に加え、次の固有の特徴を備えている。第一に、連邦が立法し、州が執行する「機能分割型連邦制」である。アメリカのような連邦・州間で政策領域を分割する二元的連邦制ではない。第二に、第二院である連邦参議院が州の政府代表で構成され、連邦の立法に参画し、ときには拒否権プレーヤーとして機能する。この意味でドイツ連邦制は「立法参画協働型連邦制」であり、州の人口数にかかわらず各州二名の代表で構成するアメリカの上院型連邦制とは異なる。第三に、共同税・連邦税・州税・ゲマインデ税を税源とし、水平的・垂直的財政調政制度を備える「結合財政調整型連邦制」である。この点では財政調整を欠くアメリカ連邦制と違いがある。第四に、連邦の「法的・経済的統一性」と「生活条件の統一性ないしは均質性」を政策理念とする「単一型連邦制」である。第五に、連邦と州の間、州と州の間の公式・非公式の意思調整ネットワークを備えた「協調的交渉型連邦制」である。²⁾ こうした戦後連邦制の原基形態はまさに複合占領期に現れた。

近年わが国ではドイツ占領に関する研究が少しずつ進んでいるが（真鍋、安野、石田、河崎）、占領体制を複合占領概念で捉え、占領統治体制がドイツ連邦共和国の国家と連邦制の形成にとっていかなる前提的な位置を占めるかに関する研究は皆無である。この一方、ドイツにおける研究のなかには占領期に連邦制的要素が現れたとの指摘もあり、本稿にとって示唆的である。ただそのような研究は、複合占領、国家化、原連邦制化を分析概念に用いて一九四九年連邦国家と占領体制の関係を明らかにする本稿の狙いとは大きく異なる。

本稿の目的と視点は、以下の通りである。

第一に、戦後連邦制の基盤をなす州の形成と州の行政体化から政治体化への変化を明らかにする。州の形成とは州の領域が画定され、占領地区が州に区分されることである。政治体は行政体の上位概念である。行政体とは一定の地域範囲における公共事務を処理する統治制度であり、その担い手は地域居住者ないしはその代表の直接的な信認を受ける者ではなく、占領機関もしくはその委任者である。政治体とは直接的な信認とそれに基づく機関のコントロールを伴い、立法機能と行政機能を備えた統治制度である。

第二に、アメリカ占領地区、イギリス占領地区、アメリカ・イギリス統合占領地区の統治機関の形成過程を検討しながら連邦制の要素と国家的要素を検出する。アメリカ占領地区には州評議会 (Länderrat)、イギリス占領地区には地区審議会 (Zonenbeirat)、アメリカ・イギリス統合占領地区 (ビツォーネ Bizone)、つまり統合経済領域 (Vereinigtes Wirtschaftsgebiet) には経済評議会 (Wirtschaftsrat)、行政評議会 (Verwaltungsrat)、州評議会 (Länderat) が設けられたが、そうした機関の形成と二度にわたる改革を追究する。

第三に、占領統治のなかに外発性と内発性ならびに両者の絡み合いを明らかにする。外発性とは占領当局のドイツ側に対する命令、要請、指示など上からの関与であり、内発性とはドイツ側の考え方や行動といった下からの動きである。こうした二つのベクトルの作用と交錯に注目することによって占領体制の性格が捉えられる。

第四に、直接統治と間接統治の区別と関係に着目する。前者は、占領国がドイツの意思にかかわらず、自らの方針で制度を作り、また政策を実施することである。後者は、ドイツ側の制度を媒介にして占領軍政府が統治することである。後者では最終的には占領軍政府の裁可を要するにしても、ドイツ側の意思で政策決定が行われる。占領体制における直接統治と間接統治の関係は、占領地区全体をひと括りにしては捉えられない。両者の関係はアメリカ占領地区、イギリス占領地区、アメリカ・イギリス統合占領地区のそれぞれで異なるのであり、そうし

た相違に留意することで占領体制の統治構造が明らかになる。

I 州の形成と行政体化・政治体化

1 アメリカ占領地区の州形成と行政体化・政治体化

戦後ドイツ連邦制の基盤は州である。州は単一国家の構成単位（県、市町村）と違って主権の担い手であり、国政に参画することから決定的に重要である。州の領域が画定されたのは占領初期である。

州の領域画定には次の特徴がある。第一に、州境界設定はドイツ側と占領国の協議と合意によってなされたのではなく、占領国による上からの外発的なものであった。第二に、領域確定には三つのタイプがある。旧来の州領域をほぼそのまま踏襲したもの、旧来の領域範囲を考慮しながらも人為的な線引きをしたもの、そして旧プロイセンの解体と新州への編入である。第三に、州形成は最初にアメリカ占領地区で着手され、続いてイギリス占領地区で行われた。

アメリカ占領地区では、創設された各州はまずは行政体になり、次いで政治体に変化した。アメリカ占領地区全体は州評議会の設置によって準連邦的な政治体になった。イギリス占領地区の各州は当初行政体になり、その後政治体に推移した。イギリス占領地区は地区審議会の設置により準政治体になった。アメリカ・イギリス統合占領地区は行政体から出発し、準連邦制的な政治体に発展した。占領地区の州レベル、占領地区レベル、統合占

領地区レベルはそれぞれ独自の展開をみせたのである。⁽³⁾

州の形成

西側占領地区のなかでいち早く州を形成したのはアメリカ占領地区である。一九四五年九月一九日、ヨーロツパ・アメリカ軍最高司令官アイゼンハワー (Dwight David Eisenhower) は布告第二号を発した。布告は「アメリカ占領地区内に行政領域 (Verwaltungsgebiete) を設ける。これは今後、州 (Staaten) と称する。各州は州政府 (Staatsregierung) を有する」(Härtel, 201) と定め、バイエルン、ヘッセン、ビュルテンベルク・バーデンの三つの州が設けられた。

バイエルン州は、フランス占領地区に編入されたプファルツを除き、旧来の歴史的な領域を維持した。ヘッセン州はかつてのプロイセンの一部、クールヘッセンおよびナツサウと旧ヘッセン州から形成された。旧ヘッセン州内のラインヘッセンはフランス占領地区に編入された (Guthliks, 34)。ビュルテンベルク・バーデン州は、アメリカ軍のライン中部地域や北部港湾へのアクセスを考慮し、戦略的理由からウルム・シュツットガルト・カールスルーエを結ぶアウトバーンに沿って線引きされ、その北部を組み込む一方、南部をフランス占領地区に編入して形成された。旧ビュルテンベルク州と旧バーデンの各北半分を合併して境界が画されたのである。ブレーメンは一旦はイギリス占領地区に組み込まれたが、一九四七年一月二二日の布告第三号でアメリカ占領地区の州になった (Härtel, IX, 2; Benz 2009, 67; Schnakenberg, 89, 111; Latour, 92, 119; Härtel, XIII; Vogel, 16; Pünder, 35)。このようにポツダム宣言後、ただちに占領国は旧来の領域を受け継いだ州と、伝統的アイデンティティや文化的・経済的結びつきとは関わりのない人為的な州を設けたのである。(Härtel, 8)。

各州には、占領軍政府と連合国管理理事会（Kontrollrat）のコントロール下で行使される立法・行政・司法の権限、財政高権、租税権限が委ねられた（Härtel, 202; Benz 1984a, 58, 59; Benz 1984b, 41; Benz 2009, 64-65; Foelz-Schroeter, 22; Golay, 38-39; Dorendorf, 23）。アメリカ占領地区の州の権限は、一九四七年三月一日のアメリカ占領軍政府布告第四号で定められた（Vogel, 16）。占領軍政府の上からの直接統治による州の形成は、新たな地理的範囲を画することとまらず権限委譲を伴った。直接統治によって創出された州は、その後間接統治の基盤となるのである。

州の行政体化から政治体化へ

州の領域画後まもなく、占領軍政長官は上からの直接統治として州首相を任命した。ビュルテンベルク・バーデン首相として一九四五年九月にマイアー（Rheinhold Maier）が、バイエルン首相にはナチス時代にダッハウ強制収容所に入れられたシェーフアー（Fritz Schäffer）が一九四五年五月二八日に任命された。アイゼンハワーは同年九月二八日にシェーフアーを解任し、亡命先のスイスから戻った社会民主党（SPD）のヘーグナー（Wilhelm Hoegner）を一〇月一日に後任首相に任命した。ヘッセン州首相には一九四五年一〇月にガイラー（Karl Geiler）が任命された（Miller, 15; Foelz-Schroeter, 22; Latour, 88-91; Vasold, 11）。

州首相のもとで州は行政体となった。その後、ゲマインデ（市町村、Gemeinde）とクライス（郡、Kreis）の議会選挙、州憲法制定会議の招集と州憲法制定、州議会選挙、そして州首相の選出と州内閣の発足を通じて州の政治体化が進行した。

ゲマインデ議会選挙は一九四六年一月から三月にかけて行われ、バイエルンでは五、六二八のゲマインデ市

長選挙が実施された。ゲマインデ議会選挙で第一党になったのはキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟（CDU／CSU）で、第二党は社会民主党であった。クライス議会選挙と大都市議会選挙は一九四六年四月二八日に行われた。

アメリカ占領軍政副長官クレイ（Lucius Dubignon Clay）は一九四六年二月末に州憲法制定に向けた工程表を示し、バイエルン州、ビュルテンベルク・バーデン州、ヘッセン州に対して憲法草案を作成する憲法制定議会の設置を要請した。⁴⁾一九四六年六月三〇日の普通選挙で設けられた各州の憲法制定会議が準備した憲法草案は、アメリカ占領軍政府（Office of Military Government, United States (OMGUS)）によって一九四六年九月一日に裁可され、一月三日までに州民投票で批准するよう求められた。州憲法制定議会において、バイエルン州では一〇月二六日、ビュルテンベルク・バーデン州では一〇月二四日、ヘッセン州では一〇月二九日にそれぞれ圧倒的多数で州憲法が採択された。続いてビュルテンベルク・バーデン州では一九四六年一月二四日に、ヘッセン州とバイエルン州では同年一月一日に初の州議会選挙と州民投票による憲法の批准が行われた。バイエルン州ではこれを受けて、同年一月二日にキリスト教社会同盟のエアハルト（Hans Ehardt）が首相になり、大連合内閣が発足した。州の領域形成は上からであったが、選挙と憲法制定を経ながら州の下からの政治体化が進行したのである（Foelz-Schroeter, 21; Latour, 109-111; Akten Bd. 1, 31）。

2 イギリス占領地区の州形成と行政体化・政治体化

州の形成と地区審議会

イギリス占領地区における州の形成と政治体形成には、アメリカ占領地区と異なる次の特徴があった。第一に、アメリカ占領地区で州が画定された後にイギリス占領地区の州形成が続いた。第二に、州形成はプロイセンの解体を伴った。第三に、州に対する占領軍政府の権限移譲はアメリカ占領地区に比べて限定的であった。第四に、州形成はイギリス占領軍政府（Control Commission for Germany/British Element (CCG)）の上からの一方的なものでなく、イギリス占領地区のドイツ側代表を含む占領軍政府の諮問・助言機関である地区審議会が関わった。

イギリス占領地区には、アメリカ占領地区と違って旧プロイセン領域のハノーバー、ラインラント、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、ヴェストファーレンといった諸州（Provinz）が存在した。一九四六年八月二三日、イギリス占領軍政府布告第四六号はこうした旧プロイセン諸州を解体し、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインは同名の新州になった。またプロイセンのライン州とヴェストファーレン州は合併してノルトライン・ヴェストファーレン州を形成し、占領軍政府は初代州首相にアメルンセン（Rudolf Amelnxen）を任命し、さらに一九三二年の選挙結果をもとに州議会議員を任命した。また一九四七年一月二日にイギリス占領軍政府はリッペをノルトライン・ヴェストファーレン州に加えた。

一九四六年十一月一日のイギリス占領軍政府布告第五五号によって、プロイセンのハノーヴァー、ブラウンシュバイク、オルデンブルク、シャウムブルク・リッペを統合してニーダーザクセン州が形成された。ハンザ都市ハンプルクは旧来の領域のままイギリス占領地区の州になった。

イギリス占領地区では一九四六年三月六日に設けられたドイツの代表を含む地区審議会が州の形成に関わった。一九四六年三月二五日、イギリス占領軍政府は地区審議会にイギリス占領地区の旧プロイセン諸州をシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、ハノーバー、ヴェストファーレン、ノルト・ラインラントの四つの州に再編することを提案し、地区審議会は三月二五・二六日に州領域再編問題を審議した。一九四六年九月一八日から二〇日まで開催された第七回地区審議会では州形成に関する様々な提案が投票に付された。ハンブルクとニーダーザクセンを含む四つの州の創設を提唱したコプフ (Hilrich Wilhelm Kopf) 案が採択され、シューマツハー (Kurt Schumacher) 、レール (Robert Lehr) 等の案は退けられた。地区審議会はオルデンブルクとブラウンシュバイクをそれぞれ州にすることを拒否し、さらに布告第四六号が定めたハノーバー州の設置に反対した。地区審議会は一九四六年一月一日に多数決で布告第五五号の発効を認め、ニーダーザクセン州が設けられた (Schnakenberg, 58)。州形成にあたっては、ノルトライン・ヴェストファーレン州の設置を除き、ドイツ側の意向が反映されたのである (Hölscher, 87-95; Schnakenberg, 57-58)。

州の行政体化から政治体化へ

アメリカ占領軍政府の五倍のスタッフを擁したイギリス占領軍政府は、ポツダム協定がドイツの分権的な統治を謳ったにもかかわらず、アメリカ占領軍政府とは違って占領地区を集権的に統治した。(Grindt, 16; Punder, 43; Schnakenberg, 52; Strauss, 18; Akten Bd. 1, 43)。イギリス占領地区の州が形成される以前に、占領軍政府は一九四五年四月から五月にかけてブラウンシュヴァイク、オルデンブルク、ハノーバー、ハンブルクの行政長官を任命した。州境界画定後、当初占領軍政府は州議会議員を選任するとともに、州憲法制定会議の設置と州憲法

の制定に至るまで州首相を任命し（Benz 2009, 64）、上からの直接統治を行った。

イギリス占領地区では、一九四六年秋に自治体選挙（Kommunalwahl）が実施された。ノルトライン・ヴェストファーレン州の初の州議会選挙は一九四七年四月二〇日に行われ、キリスト教民主同盟が九二議席を得て第一党に、社会民主党は六四議席で第二党になった。キリスト教民主同盟、社会民主党、中央党、共産党の大連合が成立し、一九四七年六月一七日にアーノルト（Karl Arnold）が州首相に選ばれた（Schnakenberg, 142, 148）。

当初イギリス占領軍政府は立法権限と行政権限を直接掌握したが、一九四六年二月一日の占領軍政長官布告第五七号によってアメリカ占領地区とは異なり限定的に立法権限と行政権限を州に移譲した（Schnakenberg, 253; Punder, 35）。この布告はイギリス占領政策の「転換点」になった（Schnakenberg, 61）。

州憲法の制定

イギリス占領地区の州は行政体として発足し、占領軍政府の権限委譲を経ながら州の政治体化が進行する。州の政治体化を画したのはイギリス占領地区の州憲法制定である。州憲法の制定は、アメリカ占領地区では一九四六年、フランス占領地区では一九四七年に行われた。これに対してイギリス占領地区の制定事情は異なった。イギリス占領地区では、まず州暫定憲法が一九四六年から一九四七年に定められ、次いで一九四九年から一九五二年に州憲法が制定された。

州憲法の制定過程では、アメリカ占領地区よりも占領軍政府の介入が顕著であった。イギリス占領軍政府は州憲法の原則や内容をドイツ側に積極的に提示し、ドイツ側とイギリス側の間で制憲作業をめぐる協議が行われた。⁽⁶⁾ イギリス占領軍政副長官ロバートソン（Sir Brian Robertson）は、一九四六年十一月五日、イギリスの憲法

政策の「重要な転換点」になる政策指令 (Policy Instruction) 第一号で州憲法の原則を提起した。憲法原則とは信仰の自由、出版・集会の自由、労働組合や自発的結社の自由、司法の独立、公務・警察の非政治的性格、行政機関に対する市民の監視などである (Schnakenberg, 90, 95)。一九四七年四月一〇日のタイムズ紙 (The Times) の「ドイツの憲法」と題する社説は、連合国が憲法原則を提示するにしても、ドイツが自らで制憲作業を行うよう期待した。ノルトライン・ヴェストファーレン州の最初の州議会選挙の二週間後の一九四七年五月三日、イギリス占領軍政府は州憲法に盛り込むべき原則を示した。その原則とは人権尊重、厳密な権力分立、司法の独立、地方自治、官僚の非政治性などである。また一九四七年八月二六日にイギリス外務省は、ロバートソンに対して、州が将来のドイツ中央政府の権力集中に抗しうるものになるよう求めた (Schnakenberg, 104, 148)。

一九四七年十一月五・六日にノルトライン・ヴェストファーレン州のメンツェル (Walter Menzel) およびアーノルトとイギリス側が州憲法を協議した (Schnakenberg, 155)。メンツェルの州憲法案は一九四七年一月二七日の州議会第一読会に提出された。メンツェルはイギリスの要求を受け入れ、基本権に関する規定を詳細にするとともに州議会議員数を増やし、ゲマインデの自治や議会会期を三年にした。この一方でイギリスが求めた州政府の議会解散権と内閣の連帯責任を拒んだ (Schnakenberg, 157, 158, 254)。

州憲法の制定手続きはアメリカ占領地区とは異なった。アメリカ占領地区では州憲法制定議会は普通選挙で選ばれたが、イギリス占領地区では占領軍政府が任命した州議会に制憲作業が委ねられた。ただし、州憲法の批准は選挙で選ばれた州議会が行うものとされた (Schnakenberg, 111)。

一九四八年九月一日に基本法制定を審議する議会評議会が設けられたことによって、イギリス占領地区の州憲法制定作業は停止した。一九四九年五月二三日に基本法が成立した後、州憲法の制定審議が再開され、シユレス

ヴェイッヒ・ホルシユタイン州では一九四九年一月三日、ノルトライン・ヴェストファーレン州では一九五〇年六月二八日、ニーダーザクセン州では一九五一年四月一日に暫定州憲法が成立し、一九五二年六月六日にハンプルクの憲法が制定された（Schnakenberg, 109）。

II 占領地区の統治機構形成

1 アメリカ占領地区の州評議会

州評議会の設立

複合占領体制において、各占領地区では州が形成され、また占領地区を単位とする統治機構が設けられた。各州形成と占領地区統治機構形成の関係はアメリカ占領地区とイギリス占領地区では異なった。アメリカ占領地区では州の設置後、占領地区統治機構として州評議会が創設されたが（*Akten Bd. 1, 59*）、イギリス占領地区では州形成に先立って地区審議会が設けられた。

アイゼンハワーのアメリカ占領軍政府に対する指示（一九四五年一月一日）を受け、同年一月十七日、クレイは州間の調整機関の設置を協議するために助言者のマーフィ（Robert D. Murphy）とポロック（James K. Pollock）、バイエルン州首相ヘーグナー（Wilhelm Hoegner）、ヘッセン州首相ガイラー（Karl Geiler）、ビュルテンベルク・バーデン州首相マイヤー（Reinhold Maier）、ブレーメン市長カイゼン（Wilhelm Kaisen）をシュツ

トガルトに招集した (Miller, 26, 27; Latour, 121, 122; Guradze, 191; Wengst, 21)。このクレイは、中央の行政機関が存在しない状況では州間の行政の調整を図ることはきわめて重要であると述べ (Latour, 122)、州評議会の設置を提案した。バイエルン、ヘッセン、ビュルテンベルク・バーデンの各州が設けられたほぼ一ヶ月後、ドイツ側も参加した協議を経て、州間の調整機関としてアメリカ占領地区四州の首相が構成する州評議会が創設された (Härtel, 75)。アメリカは人口一、七〇〇万人のアメリカ占領地区を州の自律性が強い連邦構造にすることを目指し (Eschenburg, 77)、クレイは第二帝制の連邦参議院 (Bundesrat) とワイマール共和制の共和国参議院 (Reichsrat) をモデルにしながらもアメリカ連邦制に倣って州評議会を構想した (Eschenburg, 85)⁶⁾。

州評議会は一九四五年一月六日に第一回会合を行い (Strauss, 17)、評議会規程を制定した。州評議会はアメリカ占領地区の中央政府 (Zonenzentralregierung) ではないが、占領地区の法的、行政的統一性を確保し、州をこえる経済、社会、文化問題を共同で解決する機関であり、州間の生活状態の統一性を図る州間の調整機関である (Sante, 658, 659; Benz 1984a, 58)。

州評議会はシュツットガルトで月一回開催された。クレイは州評議会に毎回出席し、マーフィも同席した (Miller, 87)。州評議会を監督し、州のすべての業務の調整にあたる占領軍政府機関が一九四五年一月に設けられた地域統治調整局 (Regional Government Coordinating Office (RGCO)) である (Härtel, 197; Miller, 77)。その長として一九四六年八月まで任にあったのがポロックである。彼はアメリカ占領地区の州評議会の提唱者であり、推進者であった (Härtel, ix)。

州評議会の組織

州評議会の組織は理事会 (Direktorium)・委員会 (Ausschuss)・議会評議会 (Parlamentarischer Rat) である。一九四六年六月四日の第九回州評議会は、活動の拡大に対応するために新しい規程を定めて理事会を設置した。理事会は各州二人の代表で構成し、州評議会の決定を準備し、一定の行政業務を行う (Strauss, 17; Härtel, XI; Miller, 50, 51; Guradze, 193)。

各種委員会は州評議会の決定の準備と州評議会への勧告を行う。委員会の決定は全会一致を要する。一九四五年一月六日の第二回州評議会は避難民、食糧、電気、交通・郵便の四つの委員会を設け、その後、経済・産業・通商、財政、福祉、保健、住宅、建設、統計、法務などの委員会を設置した。州の省庁メンバーが委員会を構成した。委員会の多くは一九四九年九月三〇日に連邦政府がこれらの任務を引き受けるまで存続した (Latour, 124; Härtel, 80-86; Miller, 32)。

さらに、一九四七年三月一日に州評議会は規程を改め、議会評議会 (Parlamentarischer Rat) を設けた。州評議会規程第一五条は、「諸州の立法の必要な統一化 (Angleichung) を促進するため、州評議会の所在地に議会評議会を設ける」と定めたように、議会評議会は諸州の立法の調整を図り (Härtel, XIII, 61, 190)、「州評議会に提出されるすべての法案と規程案に関する所見」(規程第一五条) を述べる。議会評議会メンバーは、各州議会在州評議会議員のなかから政党勢力に比例して選出され、バイエルン、デュルテンベルク・バーデン、ヘッセン州から各七人、ブレーメンから三人、計二四人で構成された。各州の代表は、それぞれ一括して一票を行使する。議会評議会の設置後、州評議会は議会評議会の同意を欠く法律を定めなかった。通例、議会評議会は州評議会に先立って開催された (Härtel, XIII, 190; Latour, 125, 130; Pünder, 42; Guradze, 200, 201)。

州評議会の活動

州評議会の役割は何よりもアメリカ占領地区の州間の調整 (Koordinierung) と占領地区全体に関わる立法である。⁽⁷⁾ 州評議会の法律の決定は全会一致であり、法律は占領軍政府の承認後、州首相によって公布され、アメリカ占領地区全域に適用される。州評議会の決定は一ヶ月以内に州が執行しなければならぬ (Benz 1984b, 41; Benz 2009, 68, 69; Hartel, 69, 89, 189)。

州評議會は一九四九年一〇月二二日の最終合会に至るまで三六回、州評議會理事会は八七回、議會評議會は一九回開かれた (Hartel, 85, 86)。州評議會は七五のアメリカ占領地区全体の統一的立法と、三七のアメリカ占領地区の州法を調整する立法を行った。前者の統一立法のすべてと後者の調整立法の多くが一九四九年の基本法第一二四条と第一二五条に基づき連邦法になった (Hartel, XIII, 96)。⁽⁸⁾

州評議会の立法活動は様々な領域に及んだ。クレイは一九四五年一〇月一七日の州評議会の創設会議において、州評議會が早急に取り組むべき課題として二〇〇万人ものポーランド、オーストリア、ハンガリー、チェコスロバキア、バルカン諸国からのドイツ人避難民の受け入れを挙げた。州評議會は一九四六年に「ドイツの避難民の受け入れと統合に関する法」を制定し (Miller, 109-112)、一九四七年二月には「難民法」を定めた (Hartel, 91)。アメリカ占領地区は一五〇万人の追放民と二〇〇万人以上の避難民を受け入れた。これによってアメリカ占領地区の人口は二〇・三%増加し、社会構造が大きく変容した。クレイはさらに一九四五年一二月四日に州評議會に対して非ナチ化方針を定めるよう指示した。

食糧不足、運輸、郵便、電信・電話制度の崩壊、財政制度の不備、労働力不足などを背景に、一九四六年秋まで州評議会の活動の重点は財政・信用、郵便、交通、食糧、農業、産業政策にあり、一九四七年には立法の大部

分が社会政策関連であった。さらに州評議會は工場解体 (Demontage) の対象や規模の決定にも関わった (Härtel, 31-33, 69)。

州評議會の創設者であり、その推進者であったポロックは、アメリカに帰国後の一九四六年八月一三日に、「州評議會の発展と展開は他のドイツの地域にとってきわめてモデルになりうる」と積極的な評価を下したのである (Härtel, 39; Eschenburg, 85)。

州評議會体制と連連邦制的政治体

アメリカ占領地区の州評議會を中心に理事会、委員会、議會評議會も含む占領統治機構を州評議會体制と規定するならば、これは一九四九年のドイツ連邦制の形成にとつていかなる意義を有するのであろうか。フェルト・シュレーターによれば、アメリカ占領地区の州評議會体制はきわめて特異な連邦主義的制度である (Foelz-Schroeter, 39)。またベントンの見解では、アメリカは州評議會を将来のドイツ連邦制のモデルにしようとした (Benz 2009, 68)。レームブルッフは、州評議會の設置によってアメリカ占領地区の政治生活は連邦制的な基礎を得たと見る (Lehmbruch 1978, 41)。

このような見解を踏まえて州評議會体制のなかに連邦制的な要素を探るならば、次の点が指摘できる。第一に、州評議會がアメリカ占領地区全体の立法を行い、各州がそれを執行する形で占領地区と州の機能分割がある。第二に、州首相で構成される州評議會と州議會選出メンバーから成る議會評議會を通じて、アメリカ占領地区の立法に州が参画・協働する。第三に、州評議會および議會評議會が州間の利害調整機能を有し、アメリカ占領地区全体の法的統一性と生活条件の統一性を図る。したがって、アメリカ占領地区では機能分割、立法への参画・協

働、州間協調と統一性といった戦後ドイツ連邦制に準じた特徴が検出される。州首相は州評議會を将来のドイツ連邦制のモデルと看做したが (Wengst, 22)、「そうした州評議會体制下のアメリカ占領地区は「準連邦制的政治体」と規定できるのである。

2 イギリス占領地区の地区審議會

地区審議會の設置

アメリカ占領地区の州評議會体制と異なるのがイギリス占領地区の地区審議會である。地区審議會は一九四六年二月一五日のイギリス占領軍政府布告第一二号によってハンブルクに設けられた。布告が地区審議會を「執行権限をもたない審議機関 (beratende Körperschaft)」と定めたように (Benz 1984b, 42; Benz 2009, 69, 70; Grindt, 37; Pünder, 44; Aken Bd. 1, 52; Dorendorf, 24)、「これはイギリス占領軍政府の諮問機関であり、立法権限と執行権限を持たなかった。地区審議會は毎月一回開かれ、一九四六年二月一五日のイギリス占領軍政府の方針に基づいて活動した (Akten Bd. 1, 53; Dorendorf, 25)」。一九四六年三月六日、地区審議會の開会式 (konstituierende Sitzung) と第一回会合が行われた。開会を宣言したのはロバートソンである。

地区審議會は、六人の州の首長 (ヴェストファーレン、ノルトライン、ハノーバー、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、ハンブルクから各一人、そしてブレーメン、ブラウンシュバイク、リッペ、オルデンブルクの共同代表一人)、商工業、食糧・農業、司法、保健、郵便・電信、交通、労働力、避難民、公安、教育、財政各分野の専門家一人、政党代表七人、労働組合代表二人、消費者協同組合代表二人で構成され、すべてイギリス占領

軍政府が任命した。政党代表が地区審議会メンバーに入ったが、これはアメリカ占領地区と異なっており、イギリス占領地区では早くから政党が活動し、政党基盤が比較的整っていたからである（Weiz, 210）。地区審議会は「ドイツの擬似議会的機関」であった（Benz 2009, 146）。

地区審議会の改組・組織・活動

イギリス占領地区には商・工業、食糧・農業、司法、保健、郵便・通信、運輸、労働、避難民、公安、教育分野の占領軍政府機関（Zentralämter）が設けられた（Akten Bd. 1, 52）。例えば一九四六年一月一日の布告第四一号によってイギリス占領地区中央司法局（Zentral-Justizamt für die britische Zone）がハンブルクに、イギリス占領地区中央経済局（Zentralamt für Wirtschaft）は一九四六年一月八日の布告第五二条でミンデンに、またイギリス占領地区中央財務局（Zentral-Haushaltsamt für die britische Zone）は一九四六年二月一日の布告第五八号でハンブルクに設置された。こうした占領軍政府機関はイギリス占領地区全体の立法権限と調整機能を有した（Punder, 45, 46）。

地区審議会は一九四九年の西ドイツ国家誕生まで存在したが、その間、組織改革が行われた。一九四六年八月一日、ロバートソンは地区審議会でアメリカ占領地区とイギリス占領地区の新たな協力関係について述べるとともにその改革を提案した（Grindt, 67）。一九四六年一月三日のイギリス占領地区のゲマインデ選挙後、同年一月二四日開催の地区審議会第八回会合で、社会民主党のシューマツハーとヘスラー（Hessler）はゲマインデ選挙結果に対応するよう地区審議会の拡大を提案した。同年一月一九日、イギリス占領軍政府は地区審議会の改組を指示した。一九四七年一月二七日の地区審議会第一〇回会合はヘスラー案を全会一致で採択し、地区

審議会はゲマインデ選挙結果に基づき構成されることになった (Dorendorf, 32, 33)。

さらに一九四七年六月一〇日、イギリス占領軍政府布告第八〇号によって地区審議会は抜本的に改革され、メンバーは三七人になった。ノルトライン・ヴェストファーレン州二〇人、ニーダーザクセン州一〇人、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州四人、ハンブルク三人のメンバーは、州議会によって一九四七年四月二〇日のイギリス占領地区の最初の州議会選挙の政党得票に比例して任命された。この結果、地区審議会の政党別構成は、社会民主党一四、キリスト教民主同盟一二、共産党四、自由民主党四、中央党二、ドイツ党一となった (Dorendorf, 38, 39; Pünder, 44)。改革によって地区審議会は議事日程を自ら決めることが認められたが、イギリス占領軍政府機関の監督と調整を行う権限は付与されなかった。改革によって地区審議会は職業身分代表制から各州議会の選出代表制に代わり、イギリス占領地区の「立法権限なき議会化」が進行した (Dorendorf, 38, 39; Pünder, 44; Benz 2009, 70)。

以上の改革とやらんで、一九四七年六月一一・一二日の地区審議会第一二回会合において、基本委員会をはじめ工業・営業、農業、食糧、法律・憲法、保健、郵便・電信、財政、労働力、公安、教育、交通、避難民、戦争捕虜、社会政策、文化、建設・住宅といった各分野別委員会が設けられた。各委員会は一人で構成され、その政党配分は社会民主党・キリスト教民主同盟各三、共産党二、自由民主党・ドイツ党・中央党各一である (Dorendorf, 39, 40)。

地区審議会と準間接統治

イギリス占領地区の地区審議会は、アメリカ占領地区の州評議会と性格を異にする。地区審議会はイギリス占

領軍政府の諮問機関であり、立法権限が認められない。アメリカ占領地区では州評議会は立法機関で、占領軍政府が法律を最終的に裁可する。イギリス占領地区では立法主体はイギリス占領軍政府である。ドイツ側はアメリカ占領地区では州評議会を通じて立法に参画したが、イギリス占領地区には州が立法に参加する仕組みがない。アメリカ占領地区では州評議会が決めた法律を州が執行するが、イギリス占領地区では占領軍政府が定めた法律を州が執行する。したがって、アメリカ占領地区は間接統治のもとでの準連邦制的政治体であるのに対し、準間接統治のイギリス占領地区は連邦制的要素を欠く準集権的政治体である。したがってアメリカ占領地区とイギリス占領地区の統治形態は異なり、両占領地区を一括して捉えることはできない。¹⁰⁾

Ⅲ 統合経済領域（ビツォーネ）の形成と改革

1 統合経済領域とドイツ連邦共和国

これまで述べたようにアメリカ占領地区とイギリス占領地区の統治制度は異なるが、この違いを前提に両地区の統合が進められた。両占領地区の統合は、一九四七年二月一日の「統合経済領域（*Verinigtes Wirtschaftsgebiet*）」（以下、ビツォーネ（*Bizone*）と称す）の創設によって実現された。

この時点までに、両占領地区において①州領域の確定（州形成）、②州憲法制定、③州議会選挙、④州政府発足、⑤ゲマインデ、郡議会選挙が行われ、またアメリカ占領地区では州評議会が、イギリス占領地区では地区審議会

が設けられた。換言すれば、州領域、州行政体・州政治体、占領地区機関といった三つの制度の形成を前提に両占領地区が統合されたのである。

ではビツォーネは一九四九年基本法で誕生したドイツ連邦共和国の連邦制にとっていかなる意義を有するのであろうか。結論を先取りすれば、ビツォーネの形成と展開はアメリカ・イギリス統合占領地区の「国家化」と「連邦化」であり、そうした経路がドイツ連邦共和国の創設を留意した。

ビツォーネの形成過程とその運営には次の特徴があった。第一に、ビツォーネ設立は占領国の提起と主導で行われ、ドイツ側が提唱したものではない。この意味でビツォーネは上からの制度形成であった。第二に、一方ではビツォーネ機関が立法・行政を行い、他方では占領軍政府が立法・行政を担うという二元統治がなされた。前者は下からの間接統治であり、後者は上からの直接統治である。第三に、ビツォーネの機構は連邦制的な要素を備え、ビツォーネを構成する州がビツォーネの法律の制定に参画するとともにビツォーネ法を執行した。第四に、ビツォーネでは一九四九年後のドイツ連邦共和国に継承される国家要素がつけられた。ビツォーネは「経済統合領域」と称されて政治的性格を避ける名称であったが、実際には政治体化の過程をたどったのである。

2 ポツダム協定とアメリカ・イギリス占領地区の統合

ポツダム会議（一九四五年七月一七日―八月二日）では、ドイツの政治的統一は将来の課題であるとされ、ドイツ中央政府（*deutsche Zentralregierung*）の設置を認めなかった。その代わりに中央行政機構（*Zentralverwaltung*）を設けることで一致した（Pünder, 52）。「政府」と「行政機構」の概念が区別され、前者を避けて後者が用いら

れたのである。

アメリカ占領地区とイギリス占領地区の統合には以下の背景があった（Clay, *Entscheidung*, 189-193）。第一に、当時の社会状況である。食糧不足問題が深刻であり、しかも両占領地区にポーランド、チェコスロバキア、ハンガリーから七〇〇万人にもほる追放民・避難民が流入した。一九四六年一月には西側占領地区の避難民は五、八七八、五〇〇人で、一九四九年一月までにはこれにさらに一、六七五、二〇〇人が加わった（Aken Bd 1, 25）。避難民問題は各占領地区が対応するには負荷が大きく、受け入れ負担の軽減は不可避であった。第二に、経済的状況である。アメリカ占領地区と違ってイギリス占領地区には原料、基幹産業が存在する一方、農業地域は限られた。これとは逆にアメリカ占領地区には加工工業があり、また農業用地が多かった。したがって経済復興のためには両占領地区の相互補完関係を築く必要があった。第三に、社会・経済問題を放置すれば共産主義の浸透を招くという危惧があった。第四に、英米占領地区の統合による経済再建はヨーロッパの経済再建に不可欠であると認識された。

一九四六年五月二十六日、クレイはアメリカ國務長官宛覚書で四占領地区の統合を提起した。彼は「悪化しているドイツ経済に対処する」必要があると述べ、「経済の窮状は政治的不安定を惹起し、共産主義の台頭を促し、民主化を妨げる」との認識を示した（Pünder, 56）。彼は冬の到来前に「経済的統一」を実現しなければ「耐え難い状況になる」と捉え、フランスとロシアが賛同しない場合には、アメリカ占領地区とイギリス占領地区の統合を進めるのが望ましいと指摘した。英米両占領地区の統合を目指す方がはじめて提示されたわけである（Pünder, 56, 57）。一九四六年七月二〇日の第三四回連合国管理理事会でアメリカ占領軍政長官マクナーニー（General J. T. McNarney）は、「ドイツのどの占領地区も自らを維持できる状態にはない。二つあるいはそれ

上の占領地区の経済的統一について協議することは各占領地区の状態を改善するであろう」(Pünder, 60, 61)と述べたが、ここにはクレイと同様の現状認識が示されている。

また、一九四六年七月九日のパリ外相会議でアメリカ国務長官バーンズ (James Francis Byrnes) は、ドイツの差し迫った経済的破綻を避けるためにアメリカ占領地区と他占領地区の経済的統合を提案した。しかしソ連はこれを拒否し、フランスはドイツの集権化につながるすべての試みに反対したため、バーンズ提案を支持したのはイギリスのみであった。イギリスはアメリカ占領地区との経済的統合によって占領地区の財政負担が軽減されることを期待したのである (Akten Bd. 1, 20)。

クレイは一九四六年八月六日にシュツットガルトで開かれたアメリカ占領地区州評議会第一一回会合で、アメリカおよびイギリスの占領権力は両占領地区の経済的統一を構想していること、しかし政治的統一は考えていないことを南ドイツの州代表に伝えた (Strauss, 13)。

アメリカとイギリスの占領軍政副長官 (クレイとロバートソン) は一九四六年八月九日に両占領地区の統合について合意した。同年八月一二日にアドコック (General Clarence Lionel Adcock) はアメリカ占領地区の州評議会理事会で両占領地区の統合の意義を次のように述べた。「(ピツォーネ) 設立の目的はアメリカ・イギリスの両占領地区に同じ生活水準、つまり同じ生計手段の配分と現存の原材料の均等な配分をもたらしことにある」(Pünder, 66; Härtel, 43, 44)。両占領地区の統合による生活条件の均等化を目指したのである。

以上のように、ドイツの深刻な経済状況への対応、追放民・難民流入への対処、政治的安定化、共産主義の浸透の予防、占領地区間の生活条件の統一といった様々な狙いからピツォーネの創設が意図された。なかでも地域間の経済生活条件の調整を図ろうとした点は、一九四九年基本法が「生活条件の統一性 (Einheitlichkeit der

Lebensverhältnisse」を謳ったことに通ずる。⁽¹¹⁾

3 ビットオーネの三段階

アメリカ占領地区とイギリス占領地区の統合は、一九四九年のドイツ連邦共和国の樹立に至るまで三段階を経た。第一段階は、イギリス外相ベビン (Ernest Bevin) とアメリカ国務長官バーンズの間で結ばれた一九四六年一月二日のアメリカ・イギリス占領地区の統合協定に始まる。これを受け一九四七年一月一日にビットオーネ (統合経済領域) が発足し、その運営機関として行政評議会 (Verwaltungsrat) が設置された。第二段階は、一九四七年五月二九日にアメリカとイギリスの占領軍政長官が二占領地区経済機構新設協定に署名したことで開始される。この段階では、行政評議会の欠陥に対処するためビットオーネが改革され、経済評議会と執行参事会が設けられた。第三段階の出発点は、ビットオーネの再度の改革を行った一九四八年二月五日のフランクフルト憲章である。経済評議会の規模と権限が拡大されるとともに、執行参事会が廃止されて州評議会が設けられた。

(1) 第一段階―米英統合経済領域と行政評議会

ビットオーネ協定と統合経済領域の形成

一九四六年八月、ビットオーネの設置を検討するためにアメリカ占領地区州評議会によって選ばれたバイエルン州、ヘッセン州、ビュルテンベルク・バーデン州の各代表とイギリス占領地区で占領軍政府によって任命された

ドイツ側代表は、両占領地区の五つの統合協定案を作成した。これをアメリカ占領地区州評議会が承認し、イギリス占領地区ではロバートソンが一九四六年八月二二日の地区審議会第六回会合で報告した。ここで彼は、ドイツ側形成の目的はドイツの経済的混沌状態の克服と両占領地区の経済的一体化であると説明した (Punder, 66, 67)。

一九四六年九月五日から一日にかけて、アメリカ占領地区のバイエルン、ビュルテンベルク、バーデン、ヘッセン各州の経済大臣、イギリス占領地区の三人の代表は、「ドイツの経済的統一の形成 (Herstellung der deutschen Wirtschaftseinheit)」を目的として「ドイツ経済行政の形成に関する暫定協定」を締結し、占領軍政府はこれを裁可した (Punder, 368)。

協定は次のように定めた。第一に、「共通の経済行政の計画を実施するために」経済評議会をミンデンに設ける。第二に、行政評議会を設置する。第三に、経済評議会は両占領地区の州に必要な指示を行う権限を有する。指示の対象は、ドイツの経済法と経済刑法に関する一般原則、対外取引、経済計画・生産指導、販売・消費指導、域内取引、価格形成・指導、工業規格、経済統計、ガス・水道・電気の供給・配分である。第四に、経済評議会の立法案は管理理事会の審査を受ける。第五に、経済評議会の監督のもとで「州は経済評議会の決定を執行しなければならぬ」 (Punder, 368, 369)。

一九四六年九月から十一月に各行政領域に関する暫定協定が結ばれた。「ドイツの食糧・農業行政組織の設置に関する暫定協定」(署名は一九四六年九月一〇日、機関所在地はバード・キッシンゲン)、「ドイツの交通行政組織の設置に関する暫定協定」(一九四六年九月一〇日、フランクフルト)、「ドイツの財政評議会の設置に関する暫定協定」(一九四六年九月一三日、シュツットガルト)、「ドイツの経済行政組織の設置に関する暫定協定」

（一九四六年一月、ミンデン）、「ドイツの郵便・電信行政組織に関する暫定協定」（一九四六年一月一日、フランクフルト）である（Pünder, 68）。

各行政組織の運営機関が行政評議会であり、そのメンバーはアメリカ占領地区三州の所轄大臣、イギリス地区占領統治機関の代表（イギリス占領地区の州境界の画定後は三州の所轄大臣、ブレーメン州の形成後はブレーメンとハンブルクから二名ずつ）である（Benz 1984b, 44; Pünder, 68）。行政評議会には両占領地区の州代表による協調・調整機関としての役割が期待された。行政評議会のすべての決定は、ビツォーネの最上級機関でベルリンに置かれたアメリカ・イギリス占領軍政府共同委員会（Bipartite Board）の裁可を要した（Pünder, 82）。

先述のように一九四六年二月二日、ニューヨークでイギリス外相ベヴィンとアメリカ国務長官バーンズは「アメリカ・イギリス占領地区の経済統合に関する協定（Abkommen über die wirtschaftliche Vereinigung der amerikanischen und britischen Zone mit Wirkung vom 1. Januar 1947（“Bizone”））」に署名した。協定は「全ドイツの経済的統合（wirtschaftliche Vereinigung）」に向けた「第一歩」であること、両占領地区は「一体的な領域（ein einziges Gebiet）」としてすべての経済問題に取り組むこと、一九四九年末までに「領域の経済的自立（Selbständigkeit）」を確立することを明確にした（Pünder, 383, 384）。

協定は一九四七年一月一日に発効し、ここにアメリカ占領地区とイギリス占領地区が統合し、「統合経済領域（Vereinigtes Wirtschaftsgebiet）」（「ビツォーネ」）が発足した（Benz 1984b, 40; Feldkamp, 8）。ビツォーネの形成によって、イギリス占領地区の原料、石炭、基幹産業とアメリカ占領地区の加工工業、農業の経済的相補関係の基盤が整えられた。ビツォーネはドイツ全域の五八％、農業用地の五八・七％、ドイツ人口（一九四六年末、三、九〇〇万人）の六〇・四％を占める（Benz 1984b, 41）。

ビツォーネ協定発効後、社会民主党のシューマツハーは党委員会において、ビツォーネ協定を「わが国民 (Volk) を餓死から守る唯一の可能性」と歓迎した。一九四七年一月一日の社会民主党の幹部会と党委員会は、ビツォーネ協定が占領地区間の連携の欠如によってもたらされたドイツ経済の窮状を克服する重要な進歩と評価した (Stamm XXV)。

ビツォーネ第一段階の欠陥

発足したビツォーネは、アメリカ占領軍政府が求める連邦主義的志向とイギリス占領権力が目指す集権主義的志向の妥協形態であった (Punder, 85; Stamm XXII)。このためにビツォーネの第一段階には次の欠陥があった。各行政評議会との連携・調整が欠け、また行政評議会の立法権限は明確でなかった。一九四七年三月一二日の連合国の行政評議会宛書簡によれば、行政評議会は法律制定の勧告権限だけで立法権限はないとされたが、その立法権限は曖昧であった。さらにビツォーネの立法手続きはきわめて煩雑であった。立法案はまず行政評議会が連合国に提出する。次いでアメリカ占領地区では州評議会が立法案に関する所見を示し、これを受けて占領軍政府が法律を決定し、州首相に提示する。このようにアメリカ占領地区では州がビツォーネの法律制定過程に関わる。これと違ってイギリス占領地区では、布令第五七号によってビツォーネの立法における州の関与は認められず、ビツォーネの法律は占領軍政長官によって発布された (Punder, 83, 84)。しかも行政評議会は、議会制度によるコントロールを欠き、経済評議会に責任を負わず、経済評議会とは緊張関係にあった (Stamm XXII)。

ドイツ側はこうした問題をしばしば指摘した。一九四六年九月二六日の州評議会特別会議で南ドイツの州首相は、アメリカ占領地区とイギリス占領地区の「経済的統一のための制度」は「議会制民主主義の発展という観点」

から「議会の監視」のもとに置くよう主張した。同年九月二五日、社会民主党の「ケルン決議」は「すべての中央行政は民主主義的にコントロール」されなければならないとした。同年十二月一二日の社会民主党幹部会員クリーデマン（Herbert Kriedmann）は、イギリス占領地区の中央労働局（Zentralamt für Arbeit）副議長アウエルバッハ（Walter Auerbach）宛書簡で、ビツォーネの機関を「有効な政治的・議会制的コントロールのもとに置く」ことは「政党のもっともな要求」であるが、「これまでのところ実現していない」と指摘した。同年一〇月四・五日にブレームンで開催された占領地区間州首相会議は、州議会の代表で構成する上位機関を設け、この機関がビツォーネの行政機関の監督と調整を行うべきであるとの見解を示した（Pünder, 86; Stamm XXV）。

しかし、ビツォーネ機関を議会の統制下に置くようにとのドイツ側の提案は、占領当局によって拒否された（Pünder, 86）。一九四七年二月二三日にクレイは自分とロバートソンの見解だとして、ビツォーネに調整機関（Koordinierungsausschuss）を設置するのは「望ましい」が、「政治的組織（politische Organisation）」を設けることに賛成できないと州首相に伝えた（Pünder, 87）。クレイとロバートソンは、ポツダム協定がドイツの中央政府の設立を禁じ、その代わりに行政機構を設けるとしたことで、西側占領地区における政治組織の設置はソ連の反発を招き、ドイツ統一を困難にすること、ビツォーネに議会組織を導入すれば、ビツォーネが議会制を有する政治組織になること、こうした状況判断のもとにビツォーネの議会制的政治組織への移行に否定的であった。

(2) 第二段階―第一次改革と経済評議会の創設

統合協定

一九四七年三月一〇日から四月二四日までモスクワで開かれた第四回外相会議は、ドイツの将来の国家形態に関する本格的論議を行ったが決裂した。同年四月二五日、アメリカ国務長官マーシャル (George Catlett Marshall) は、モスクワ外相会議の帰途、ベルリン・テンペル空港でクレイと会談し、アメリカ占領地区とイギリス占領地区の統合をさらに進め、ドイツの工業水準を高めるよう指示した (Wengst, 64; Benz 1984b, 57; Pünder, 95)。ドイツ問題をめぐる西側とソ連の亀裂が決定的になり、ドイツ統一の見込みが消えた時点で、アメリカ占領地区とイギリス占領地区の統合・再編が加速したのである。

一九四七年五月二九日、アメリカとイギリスの占領軍政長官は「二占領地区経済機構新設協定」に署名した。協定は、「全ドイツのための行政・統治機関 (Verwaltungs- und Regierungsstellen für ganz Deutschland) が設立されるまで、国民 (Volk) に対する責任を有し、包括的な課題に対処するドイツの機関によって、緊急の経済問題の解決と経済生活の再建を促進するために」、また「完全な経済的統一 (Wirtschaftseinheit)」を実現するために、「新たな両占領地区機構 (zweizonale Neugestaltung)」を設けると謳った。

これを受けて一九四七年六月一〇日に発布されたアメリカ占領軍政府布告第五号およびイギリス占領軍政府布告第八八号は、ドイツ側の機関として経済評議会、執行参事会 (Exekutivausschuss)、行政局長 (Direktoren) を設けた (Pünder, 37)。占領軍政府は「差し迫った経済問題の解決と経済生活の構築 (Aufbau) を国民 (Volk) に責任あるドイツの機関によって促進する」ために、「行政の分権化 (Dezentralisierung der Verwaltung) の原則」

に基づきドイツ側に「最大限の責任を委ねる」とこととした (Punder, 331, 373-375; Akten Bd. 2, 35)。経済評議会、執行参事会、行政局長の活動は、アメリカ・イギリス占領軍政府共同委員会とフランクフルトの総勢九〇〇人からなる共同委員会管理局 (Bipartite Control Office (BICO)) の監督のもとに置かれた (Punder, 118, 373-375)。

ところで一九四七年六月六、七日にバイエルン首相の提起で、ミュンヘンで州首相会議が開催された。会議主題に「食糧危機、経済危機、避難民危機」が掲げられたように (Benz 1984b, 59)、当時の経済状況はきわめて深刻であった。そのことは一九四七年七月一七日のゴスラーで開かれたドイツ都市会議 (Deutscher Städtetag) の「ドイツ国民の窮状」に関する次の報告に明らかである (Punder, 93-95)。

ドイツでは「あらゆる種類の大衆的窮状」が現れ、ドイツは「ヨーロッパの顕著な窮乏地域」になった。食糧配分は「必要な生計手段の三分の一にも満たない」。「住民の劣悪な栄養状態は破局の主要原因となった」。この結果、健康状態はきわめて悪化し、死亡と罹病が増加している。結核に冒された者は増え、性病が蔓延している。このため個人の活動能力は低下し、とりわけ若者の間に「道徳的退廃」が広がった。「危機状況」は「著しい住宅不足」、「戦災」、「建設資材不足」、「一、二〇〇万人の追放民の流入」、「工業施設解体」などによって昂進し、このなかでドイツ国民は「十分な家庭用燃料なしには」「来るべき冬をしのぐことはできないであろう」。食糧事情は改善されなければならない。「冬の苦境を克服するまで」、「我が国民の燃料供給」である石炭を確保しなければならぬ。都市会議は、こうした厳しい状況が「進みつつある民主化」をも脅かしていると捉え、「ドイツ国民の危機と窮状に対する結束した対処」を呼びかけた (Punder, 93-95)。ピットオーネの改革は、深刻さを増す経済社会問題への対応が焦眉の課題となった只中で行われたのである。

經濟評議会のメンバーは、一九四七年六月一日から六月二一日にかけて八州の州議会において、七五〇、〇〇〇人に一人の割合で政党勢力に比例して五二人が選出された (Pünder, 98; Stamm XX)。

メンバーは政党別の会派を形成した。キリスト教民主同盟とキリスト教社会同盟は二〇人で一つの会派を構成した。社会民主党は二〇人、ドイツ党は二人、自由主義者は四人 (当時、自由民主党という名称ではないが一つのグループとして活動)、中央党二人、共産党三人、バイエルン經濟再建連合 (Wirtschaftliche Aufbau-Verbindung (WAV)) 一人である。ドイツ党は一九四八年一月までキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟と提携したために、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟は經濟評議会の最大勢力になった。經濟評議會は直接選挙によるものではないが「一種の議会」になったのである (Benz 1984a, 67; Benz 1984b, 61, 62; Benz 2009, 157)。

一九四七年六月二五日、經濟評議会のメンバーがフランクフルト証券取引所に集まり、「ドイツにおける戦後初の議会の開会式 (konstituierende Sitzung)」 (Benz 2009, 157) が行われた。出席したクレイは、すでに一九四七年六月三日に「經濟評議會は政治的機関ではない。その権限は制限されている。しかし州評議會は政治的機関である」 (Härtel, 54) と述べ、アメリカ占領地区の州評議會とピットオーネの經濟評議會の違いを指摘した。その一方で彼は、經濟評議會がドイツの「政治的再建に向かう積極的な一歩」になることを期待したのである (Wengst, 67; Benz 1984b, 58; Pünder, 100; Clay, Entscheidung, 202)。

経済評議会の立法権限・任務

経済評議会は経済、食糧、農業、郵便・電信電話、交通、財政といった五つの分野に関わる立法権限および執行権限を有した（Benz 1984b, 62, 63; Punder, 102）。経済評議会は一九四七年六月から一九四八年一月まで一〇回開かれ、一八の法律を制定した。アメリカ・イギリス統合占領地区でドイツ側に初めて立法権限が認められた点はピツォーネの第一段階と決定的に異なる（Punder, 102; Clay, Entscheidung, 202）。経済評議会が立法機関になったことによって（Punder, 100; Strauss, 36; Benz 1984a, 68）、ピツォーネは第一段階の行政体から第二段階の政治体に発展した。

経済評議会の立法権限は二つに区分される（Stamm XIX; Punder, 102）。一つは専属的立法権（ausschliessliche Gesetzgebung）である。これは鉄道、港湾、沿岸航行、内陸水路運搬、州間の内陸水路、放送、郵便を立法対象とする。いま一つは大綱立法権（Grundsatzgesetzgebung）であり、州に共通に適用される一般的な原則を定める。例えば、州間の道路・通行、教育、商品の割り当て・配分、原料、ガス、水、電気、対外・国内取引、価格の形成・統制、生産、輸入、生計手段の割り当て・配分、財政、通貨、信用制度、銀行、財産管理、ピツォーネの人事等である。経済評議会にはピツォーネ財政に関する権限も与えられた。州は経済評議会の法律を速やかに執行することが義務づけられた（Punder, 103）。経済評議会のすべての決定と立法は、アメリカ占領軍政府・イギリス占領軍政府共同委員会管理局の長であるアメリカ占領軍政副長官アドコック（Adcock）とイギリス占領軍政副長官マクレディ（MacReady）の裁可を要した（Benz 1984a, 67）。経済評議会が立法し、各州が法律の施行規定を制定し、経済評議会の法律を執行すること、経済評議会の立法が専属立法権と大綱立法権に区分されたことは戦後連邦制に受け継がれる。

経済評議会が初めて制定した法律は、一九四七年八月九日の「統合経済領域の経済行政の暫定的構築に関する法律 (Gesetz über den vorläufigen Aufbau der Wirtschaftsverwaltung der Vereinigten Wirtschaftsgebiet)」である (Benz 1984a, 67)。これは、旧来の行政評議会を廃止し、ビッオーネに五つの行政庁 (Verwaltung) を設け、各行政庁に行政長官 (Direktor) を配置した。五つの行政庁とは、経済行政庁 (Verwaltung für Wirtschaft)、食糧・農業・林野行政庁 (Verwaltung für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten)、財政行政庁 (Verwaltung für Finanzen)、運輸行政庁 (Verwaltung für Verkehr)、郵便・電信電話庁 (Verwaltung für Post- und Fernmeldewesen) である (Pünder, 116; Strauss, 37)。各行政庁は各州から一人ずつの計八人で構成された (Clay, Entscheidung, 195)。ピュンダーによれば、この法律は「ドイツの主権の回復に向けた里程碑」(Pünder, 116) と評価される。

執行参事会 (Exekutivrat)

執行参事会のメンバーは、ビッオーネの八州の各政府によって一人ずつ任用される (Pünder, 104)。選出されるのは州大臣、州官僚、自治体首長、法曹などであり、州政府メンバーとは限らない。執行参事会は州の利害を代表する「一種の連邦参議院」的な制度である (Benz 1984b, 63, 68)。執行参事会メンバーは、経済評議会の会議に参加するが投票権はない (Pünder, 105)。

執行参事会は、一九四七年六月二五日にフランクフルトで開会式 (konstituierende Sitzung) を行った (Pünder, 105)。参加したのはバイエルン州国家評議員 (Staatsrat) ゼーロス (Gebhard Seelos)、ビュルテンベルク・バーデン州財務大臣ケーラー (Heinrich Köler)、ヘッセン州の市長メッツガー (Ludwig Metzger)、ブレーメンの大臣 (Senator) ミッテンドルフ (Oswald Mitendorf)、ノルトライン・ヴェストファーレン州政府局長

(Ministerialdirektor) ポットホフ (Heinz Potthoff)・ニーダーザクセン州政府官房 (Staatssekretär) ザクゼ (Rudolf Sachse)・シユレスヴィッヒ・ホルシユタイン州長官 (Landesdirektor) ブーハン (Franz Suchan)・ハンブルクの弁護士ハンゼン (Bernhard Hansen) である (Pünder, 105)。

執行参事会メンバーの政党別構成は、ケーラーとゼーロスがキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟であり、他の六人は社会民主党であった。経済評議会ではキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟、ドイツ党、自由民主党、バイエルン経済再建連合が多数派を構成したのとは逆に、執行参事会では社会民主党が多数を占めた (Pünder, 105, 108)。

行政長官 (Direktoren)

五人の行政長官は執行参事会の提案を受け経済評議会が選出する。行政長官候補は占領軍政府の承認が必要である (Pünder, 106-108)。一九四七年七月二三日に行政長官がはじめて選ばれた (Benz 1984a, 68; Benz 1984b, 65)。かれらは各行政庁の長である (Benz 1984a, 68)。経済・食糧・農業・郵便・電信電話の各行政部門の行政長官は一九四七年七月二四日に、交通部門と財政部門のそれは一九四七年八月九日に任命された (Strauss, 37)。経済評議会の多数派と執行参事会の多数派が異なるために、行政長官の人事は経済評議会と執行参事会の合意を要した。行政長官は執行参事会を通じて法案を経済評議会に提出し、また経済評議会の立法案について所見を述べることができる (Pünder, 107)。

第二段階ビツォーネの欠陥

一九四七年末ごろには、ドイツ側、アメリカ、イギリスの間で、第二段階ビツォーネが実績をあげていないと評価された。なぜなら、ビツォーネの第二段階には次の欠陥が現れたからである。第一に、執行参事会は経済評議会の管轄下にならないため、諸行政部門の調整的役割を担う執行参事会と経済評議會の間で権限をめぐる対立があった。第二に、行政長官と行政庁の意思調整は不十分で、行政長官は経済評議會と執行参事会といった二つの機関の監督のもとに置かれた。第三に、州は法案提出権を有する執行参事会に代表を出し、経済評議會制定法の執行を行うが、経済評議會の立法過程に参加しなかった。第四に、経済評議會のメンバーが五二人ではビツォーネの業務に対応するには少なすぎた (Stamm XXII; Strauss, 41; Pünder, 120, 121; Benz 1984a, 70-72)。

(3) 第三段階—第二次改革と経済評議會体制の確立

第二次改革の端緒

こうしてビツォーネの再度の改革が不可避になったが、改革を促した背景には制度上の欠陥のみならず、国際関係の変化もあった。一九四七年三月一〇日から四月二四日の第四回外相会議(モスクワ)ではドイツの国家形態に関して本格的な論議が行われたが決裂し、西側と東側の対立が極まった。一九四七年一月二五日から一月一五日までロンドンで開催された第五回外相会議でも対立は解消せず、全ドイツの統一的な経済行政を目指す試みは挫折した (Pünder, 123, 124; Stamm, XXII)。ロンドン会議の決裂は西側諸国のドイツ政策の決定的な転換点となり、西側諸国はドイツの分裂を事実として受け入れ、西ドイツ建設を含む西側世界の再建に踏み出すこと

になった（Pünder, 114）。外相会議直後、フランクフルトのアメリカ・イギリス統合占領地区管理局は経済評議会の議長（Präsident）にビットオーネの改革が差し迫った課題だと伝えた（Benz 1984a, 73）。

ロンドン外相会議終了後、直ちにマーシャル、ベビン、ロバートソン、ロバーツ（Frank Roberts）、マーフィ、クレイがダグラス宅に集まった。ここでクレイはドイツ問題に関するロバートソンとの共通見解として、ドイツの経済発展にとって通貨改革が不可欠であること、アメリカ・イギリス統合占領地区の行政組織に政府機能を付与すること、一九四八年春に経済評議会メンバーを直接選挙することを提案した。これを受けて、マーシャルとベビンはクレイとロバートソンに対してアメリカ・イギリス統合占領地区の「政治構造」をすみやかにつくるよう委ねた。クレイによれば、ビットオーネ機構を最終的に確立する道が開かれたわけである（Pünder, 125, 126）。

第二次改革

ロンドン外相会議が終わった二日後の一九四七年二月一七日、ワシントンにおいてアメリカとイギリスの代表は、既にイギリス外相ベビンとアメリカ外相バーンズが一九四六年二月二日に結んだイギリス・アメリカ占領地区統合協定（Abkommen über die Zusammenlegung der britischen und amerikanischen Besatzungszone（＝“Fusionsabkommen”）の改定に署名した（Pünder, 124）。

一九四八年一月七・八日に連合国とドイツ側の会談が行われた。出席者は占領軍政長官のクレイとロバートソン、アメリカ・イギリス統合占領地区管理局（BICO）議長のアドロック（Adcock）とマクレディ（MacReady）、八人の州首相、経済評議会議長ケーラー（Erich Koeler）と副議長ダーレンドルフ（Dahrendorf）、執行参事会議長ゼーロス（Seelos）と副議長シュピッカー（Spiecker）である（Pünder, 127, 128）。

ここでクレイは次のようなビツォーネ機構改革案を示した。第一に、経済評議会のメンバーを五二人から一〇四人に増やす。第二に、八つの州のそれぞれから三人ずつの代表で構成する第二院を設ける。第三に、執行参事会を六人の長官 (Direktoren) と一人の議長からなる一種の経済内閣 (Wirtschaftskabinet) に改組し、旧来の執行参事会を廃止する。第四に、最高裁判所を創設する。第五に、州連合銀行 (Länder-Union-Bank) を設置する。第六に、所得税と鉄道・郵便収益に基づく独自の財政制度を設ける (Punder, 128)。

会談後、ドイツ側はクレイの改革案を検討した (Wengst, 74; Benz 2009, 173)。ドイツの連邦主義者はビツォーネの権限拡大に反対した。バイエルン州首相エーハルトやノルトライン・ヴェストファーレン州首相アーノルト (Karl Arnold) は州高権 (Länderhoheit) の空洞化を危惧した。社会民主党はビツォーネ改革が連合国の事項だとして関わらなかつた (Benz 2009, 173)。こうした批判はあつたが、ドイツ側はクレイの第二提案を州評議会 (Laenderrat) の第三提案を行政評議会 (Verwaltungsrat) と称するよう提案し、連合国はこれを認めた (Punder, 129)。占領軍政府の当初の提案は、行政評議会の議長のみ経済評議会で選出し、議長が長官を任命するとして。しかし、ドイツ側がこれに異を唱えた結果、すべての長官を経済評議会で選出し、行政評議会議長は州評議会の承認を要することになった (Strauss, 45)。連合国は一九四八年一月二二日に最終案をドイツ側に示し、同年一月二八日にドイツと連合国の最終協議が行われた (Punder, 130)。以上のようにビツォーネ第二次改革を主導したのは連合国であつたが、具体的な制度設計にはドイツ側の意向が反映された。この意味でビツォーネ改革は占領軍政府とドイツの共同作業でもあつた。

食糧問題・大衆運動とフランクフルト憲章

ヒットラー改革時の国内状況は騒然としていた。一九四八年一月と二月初めに食糧不足と食糧配分に対する抗議行動が行われた。アメリカ占領地区のバイエルン州では労働組合が二四時間ストを呼びかけ、一〇〇万人の労働者が呼応した。ビュルテンベルク・バーデン州とブレームンでもストがあり、ワイマール共和制以来の大衆運動が展開された。イギリス占領地区では職員が、ハンブルクでは一九四八年初めに港湾労働者がストを行い、ルー地方でも抗議行動が続いた（Benz 1984b, 93）。

食糧問題を背景にした大衆運動が高揚するなか、一九四八年二月五日にクレイとロバートソンはヒットラー改革案の「フランクフルト憲章（Frankfurt Charta）」に署名した（Benz 1984a, 74）。この憲章は、同年二月九日にアメリカ占領地区布告第七号およびイギリス占領地区布告第一二六号として公布された（Benz 1984b, 93; Pünder, 130）。ヒットラーが形成されたのは一九四七年一月一日であるが、これが「統合経済領域 Verwaltung des Vereinigten Wirtschaftsgebietes」と称されるのは一九四八年二月五日である（Feldkamp, 8）。

一九四八年二月九日のアメリカ・イギリスの占領軍政府の二つの布告は以下のように定めた。①「統合経済領域行政（Verwaltung des Vereinigten Wirtschaftsgebietes）」を経済評議会、州評議会、行政評議会、若干の行政局（Verwaltungsstellen）で構成する。②経済評議会のメンバーは現在の五二人に加え、州評議会が人口七五万人に一人の割合で政党別議席配分に比例してさらに五二人を選出する。③経済評議会は法律を制定する。④州評議会は、八つの州の州政府によって各二名ずつ任命されたメンバーで構成する。二名のうち一人は州首相であり、もう一人は州の大臣、大抵は経済大臣もしくは財政大臣であった（Akten Bd. 4, 25）。州評議会メンバーは選出州政府の指示に拘束される（Pünder, 137, 139; Strauss, 43）。州の人口の相違にかかわらず各州二名の代表で構成す

る方式は、第二帝制とワイマール共和制の第二院に倣ったものではなく、アメリカ上院をモデルにした (Punder, 137)。州評議會は立法上の第二院と位置づけられた (Stamm, XXIV)。⑤ 州評議會は、税財政関連法案を除くすべての法案を経済評議會に提案する権限、経済評議會が採択した法案に対する同意、修正、異議申し立ての権限を有する。⑥ 行政評議會は、議長と各行政部門の長官で構成する。いずれも経済評議會が選出し、アメリカ・イギリス統合占領地区理事会 (Bipartite Bord) が承認する (Punder, 376-381; Clay, Entscheidung, 208)。フランクフルト憲章は個々の行政局の設置に関して規定せず、どのような行政局を設けるかはドイツ側に任せただのである (Punder, 157)。

フランクフルト憲章は経済評議會の財政高権 (Finanzhoheit) を明確にした (Punder, 134)。ビツォーネの財政を賄うために、経済評議會は関税、消費税、運輸税、郵便・鉄道・公法団体からの収入、所得税、給与税、法人税、公債による財源を得るものとされた (Punder, 134, 135)。

一九四七年末から一九四八年初めに行われた第二次改革によって、「統合経済領域行政」としてのビツォーネは第三段階に入ったのである。

経済評議會の拡充と立法権限の拡大

一九四八年二月中旬、八つの州議會は経済評議會の新たな五二人の代表を選出し、経済評議會は五二人から一〇四人になった。政党別分布は社会民主党四〇、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟四〇、自由主義者八、ドイツ党四、中央党四、共産党六、バイエルン経済再建連合二である。キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟・自由主義者・ドイツ党が連立により多数派を形成し、社会民主党は野党になった (Punder, 133; Stamm

XXIII. Benz 1984a, 74, 75; Benz 1984b, 94; Benz 2009, 173)。この一九四九年後の連邦議会の与野党関係の原形がある。

新たな経済評議会は一九四八年二月二四に開会式 (konstituierende Sitzung) を行い、キリスト教民主同盟のケラーを議長に選出し、行政評議会議長と五人の行政局長を選任した (Benz 1984a, 75; Pünder, 136)。経済評議会はビツォーネの法律を審議・決定する。連合国の代表は出席せず、審議・決定はまったく自由である (Pünder, 225, 226)。法案の提案権は経済評議会、州評議会、行政評議会のメンバーにある。経済評議会は、州評議会の立法案と異なる決定をした場合、改めて州評議会に諮る。州評議会は法案の修正ないしは異議申し立てができる。経済評議会が採択した法律はアメリカ・イギリス統合占領地区共同委員会管理局で裁可される (Pünder, 193, 226; Benz 2009, 157)。

ビツォーネの第三段階で経済評議会の立法権限は拡大した。専属的立法の対象は特許、著作権、意匠保護、関税、消費税に広げられ、大綱的立法は労働力利用、経済団体、統計などに及んだ。経済評議会はビツォーネの年度予算 (Haushaltsplan) を法律で決めることになった。また経済評議会の財政高権 (Finanzhoheit) が明確にされ、経済評議会は関税、消費税、輸送税、郵便・鉄道・公法団体の収入、給与所得税、法人税等の税収を得ることが可能になった (Pünder, 133-135; Benz 1984b, 109; Strauss, 43; Stamm XXIII)。

経済評議会の権限は一九四八年二月以降拡大された。例えば、占領軍政長官は一九四八年八月に布告を発し、経済評議会に対して職業紹介、失業保険、労働保護、労働法、社会保険に関する権限を付与した (Benz 1984b, 107)。またビツォーネは一九四八年六月以降、社会的市場経済を導入した。ドイツ戦後の「経済奇跡 (Wirtschaftswunder)」の基盤はビツォーネにおいて創出されたわけである (Benz 1984a, 81)。

改組後の経済評議会の最初の法律「統合経済領域の暫定的構築に関する法 (Gesetz über den vorläufigen Aufbau der Wirtschaftsverwaltung des Vereinigten Wirtschaftsgebietes)」は一九四七年七月二三日に可決され、同年八月八日に占領軍政府によって裁可された。経済評議会は一九四八年三月から一九四九年八月までに一五〇の法律を制定した。この間、州評議会は二三回の異議 (Einspruch) を申し立てたが、修正はごく稀であった。経済評議会の多くの法律は後にドイツ連邦共和国でも有効とされた (Benz 1984a, 80; Benz 1984b, 94, 107, 111, 112; Benz 2009, 179; Pünder, 193-195, 223)。この意味で経済評議会とドイツ連邦共和国には法的連続性がある。

経済評議会には立法権限の拡大によって様々なピツォーネ機関を設けた。経済評議会は、一九四八年六月二三日の「統合経済領域行政の人事院 (Personalamt) 法」で人事院を設置し、さらに法務局 (Rechtsamt) (一九四八年七月二〇日)、労働局 (Verwaltung für Arbeit) (一九四八年九月八日)、交通局 (Verwaltung für Verkehr) (一九四八年九月二二日)、会計院 (Rechnungshof) (一九四八年十一月三日)、信用局 (Kreditanstalt) (一九四八年十一月五日)、特許局 (Patentsamt) (一九四九年八月二二日) を設立した (Pünder, 132)。

州評議会 (Länderrat)

一九四八年二月二三日、フランクフルトで州評議会の開会式 (konstituierende Sitzung) が行われた。メンバーの党派構成は社会民主党九、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟六、自由主義政党政一である。州評議会の開催地は三ヶ月ごとに交代した (Benz 1984b, 94; Pünder, 139)。

州評議会には執行参事会のような執行権限は認められていないが (Pünder, 137)、その主要な役割は経済評議会の立法に対する協働と州間の統一化・調整である (Härtel, XXVII)。立法への協働とは経済評議会への法案の

提出と経済評議会が決めた法律の修正や申し立てである。州評議会は経済評議会が定めた法律に対して一四日以内に異議を申し立てることができるが、経済評議会はこれを絶対多数で拒否することが可能である（Stamm, XXIV）。州評議会は経済評議会の立法に対する同意権はもたない。

州評議会は経済評議会が決めた一九の法律について修正を求め、二二の法律に異議を申し立てた。経済評議会は五つの法律について修正に応じ、その他については修正を拒否した。異議申し立てのうち一五の法律に関しては拒絶した（Pünder, 139）。州評議会はビツォーネの「立法に参画する組織（Körperschaft）」であり、「上院としての権利」を有し、「ワイマール共和制の共和国参議院（Reichsrat）」に類似した機関となった（Pünder, 137）。

このように州評議会は一九四九年基本法で設けられた連邦参議院の原型であったが、連邦主義者の州評議会に対する評価は厳しかった。フランクフルト憲章の発効日に連邦主義者はこの日を「連邦主義の暗黒日」と非難した（Pünder, 138）。また州評議会開会式においてバイエルン州首相エーハルトは、州評議会が「経済評議会と同等の立法機関」とは言い難いと批判した。なぜなら、彼の見解によれば真の連邦制では第一院と第二院が対等であればならないからである（Akten Bd. 4, 28）。

行政評議会（Verwaltungsrat）

経済評議会は、一九四八年二月二四日の第一回会合でキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟とドイツ党の賛成でピュンダー（Hermann Pünder）を行政評議会議長（Oberdirektor）に選出した。続いて経済行政長官エアハルト（Ludwig Ehard）、交通行政長官フローネ（Edmund Frohne）、郵便行政長官シューベルト（Hans Schuberth）、食糧行政長官シュランゲ・シェーニンゲン（Hans Schlange-Schöningen）、財務長官ハルトマン（Alfred

Hartmann) を任命した (Benz 1984b, 100)。

執行参事会の行政権限はすべて行政評議会に移管された。行政評議会はすべての法案や施行規則案を提案する権限を有した。行政評議会は法案を最初に州評議会に、次いで経済評議会に提出する (Pünder, 139, 144)。行政評議会は六八回の会合をもった。

行政評議会は「政府 (Regierung)」あるいは「内閣 (Kabinet)」と称されなかったが、実質的にはビツォーネの「政府機能」ないしは「内閣」としての役割を有した。クレイは、行政評議会を「政府 (Regierung)」ではないが「統治機関 (Regierungsapparat)」と位置づけた (Pünder, 146)。

州中央銀行とドイツ諸州銀行

第三帝国の崩壊でドイツの銀行網はほとんど壊滅した。戦後の銀行再建過程は次のように行われた。第一に、占領軍政府はまず各州に中央銀行を設立した。第二に、州中央銀行の創設はアメリカ、フランス、イギリス占領地区の順に行われた。第三に、三占領地区のそれぞれに州中央銀行が設けられた後、一九四八年六月一日の通貨改革への対応を視野にアメリカ・イギリス統合占領地区に限らずフランス占領地区を含む西ドイツ全域の銀行として「ドイツ諸州銀行 (Bank deutscher Länder)」が設置された。

銀行制度の構築を最初に行ったのがアメリカ占領軍政府である。アメリカ占領地区では帝国銀行 (Reichsbank) を解散し、アメリカの連邦準備制度 (Federal-Reserve-System) に倣って各州に州中央銀行 (Landeszentralbank) を創設した。バイエルン州ではミュンヘン、ヘッセン州ではフランクフルト、ビュルテンベルク・バーデン州ではシュトゥットガルトに州中央銀行が設けられ、一九四七年一月一日に業務を開始した。ブレーメンではアメリカ

カ占領地区に編入された後、一九四七年四月一日に州中央銀行が設置された。一九四七年二月、アメリカ占領地区に続いてフランス占領地区ではバーデン州のフライブルク、ビュルテンベルク・ホーエンツォレルン州のレントリンゲン、ラインラント・プファルツ州のカイザースラウテルンに州中央銀行が設けられた。銀行の再建が最後になったのがイギリス占領地区である。ここでは当初、旧来の帝国銀行制度が維持されたが、一九四八年春になってイギリス占領軍政府はアメリカ・フランス占領地区をモデルに布告第一三三二号によって四つの州のそれぞれに州中央銀行を設けた。所在地はデュセルドルフ、ハノーバー、キール、ハンブルクである（Pünder, 184, 185）。

各州中央銀行の設立後、アメリカ占領軍政府布告第六〇号とイギリス占領軍政府布告第一二九号によってピツォーネの中央銀行として「ドイツ諸州銀行」がフランクフルトに開設され、一九四八年三月一日に業務を開始した。通貨改革が三占領地区全体を対象に行われることになったので、フランス占領軍政府は一九四八年四月一九日にアメリカ・イギリス占領軍政府にドイツ諸州銀行への加入を申し出た。通貨改革の二日前、フランス占領軍政府は布告第一五五 a でもってドイツ諸州銀行に加入した。ドイツ諸州銀行は三占領地区全域の通貨金融機関となった。ドイツ諸州銀行の運営のために総裁（Präsident）を設けるとともに州中央銀行総裁で構成する中央銀行理事会（Zentralbankrat）を設置した。ドイツ諸州銀行は、西側占領地区の各州中央銀行代表が参画し、ピツォーネの管理から完全に独立した意思決定を行う連邦主義的な金融制度になった（Pünder, 186-188; Benz 1984a, 77）。ドイツ諸州銀行はドイツ連邦共和国のドイツ連邦銀行の前身である。ドイツ連邦共和国の通貨機構の原型がピツォーネ第三段階で形成された。

ビツォーネ諸機関の設置

一九四八年二月九日のアメリカ占領軍政府布告第八号とイギリス占領軍政府布告第一二七号でもって、「統合経済領域ドイツ最高裁判所 (Deutsches Obergericht)」がドイツ帝国最高裁判所 (一八七九—一九四五年) の後継としてケルンに設けられた。一九四八年四月、最高裁メンバーは経済評議会と州評議会の共同提案を受け占領軍政長官によって任命された (Pünder, 182)。

最高裁はビツォーネの法規の適用・解釈をめぐる紛争に対処するとともに、州の立法がビツォーネの機関と矛盾する場合や州の行政がビツォーネの行政権限と交錯する場合に対応する (Pünder, 181)。最高裁の権限はドイツ連邦共和国の誕生後、次第に連邦裁判所 (Bundesgerichtshof) と連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) に移管された (Pünder, 130, 181; Benz 1984a, 77)。

一九四八年秋にはハンブルクに会計検査院 (Rechnungshof für die Bizone) が設けられ、一九四九年一月一日から業務を開始した (Benz 1984a, 77)。またビツォーネ統計局 (Statistisches Amt der Bizone) が一九四八年三月からヴェイスバーデンで活動をはじめた。さらに故郷追放民局 (Amt für Fragen der Heimatvertriebenen) が一九四九年二月一四日に経済評議会によって設けられた (Benz 1984a, 77; Pünder, 173)。

ビツォーネ機構を大きく改革したフランクフルト憲章は、ビツォーネに文化領域上の権限を与えなかった。文化政策は各州の権限であった (Pünder, 191)。そこで文化教育問題に関する州間の協調・調整機関として一九四八年二月一九・二〇日にはじめての「ドイツ文部大臣会議 (Konferenz der deutschen Erziehungsminister)」がアメリカ・イギリス・フランス・ソ連占領地区の代表を集めてシュツットガルト・ホーエラインで開かれた。同年七月二日の第二回会合にソ連占領地区代表は参加しなかったが、ここで「統合経済領域常設文部大臣会議」

の設置を決定した。文部大臣会議はドイツ連邦共和国に継承される（Pünder, 192）。このにも占領期とドイツ連邦共和国の連続性を見ることができると。

国家化・原連邦制化・半国家

以上に述べてきたビツォーネの展開は、まさに国家化のプロセスであった。ベントンによれば、「一九四九年夏までの半年間足らずに、フランクフルト行政はたとえ国家性の本質的な表象に欠けているとしても、ほぼ明らかに国家組織に発展した」（Benz 1984a, 79）。彼はドイツ連邦共和国の成立以前にビツォーネが事実上の国家としての存在になったことを指摘しているわけである。ビツォーネの第二段階を画した第一次改革によって創出された「経済評議会体制」は、第三段階を画した第二次改革によって確立し、国家化が進展した。

ビツォーネ第三段階で国家要素が現れた。国家要素とは領域単位で機能する立法、行政、司法、通貨金融の制度である。経済評議会は規模と権限が拡大されて立法機関としての地位を強めるとともに、各州選出代表による議会としてのかたちを整えた。州評議会は州政府代表で構成され、法案提出権、同意権、異議申し立て権を有する第二院として機能した。行政評議会は各行政庁の長官で構成され、準政府的機能を備えた。また州中央銀行、ドイツ諸州銀行、最高裁判所が設けられた。こうしてビツォーネは国家要素を備えたのである。

こうした国家要素は一九四九年のドイツ連邦共和国に継承される。国家要素の継承は制度継承のみならず人的継承を含む。ビツォーネ機関のメンバーは、創設後のドイツ連邦共和国でも引き続き職務を担った。ビツォーネ労働行政庁（Verwaltung für Arbeit）の長官（Direktor）ストルヒ（Anton Storch）は、ドイツ連邦共和国で一九四九年九月から一九五七年一〇月まで連邦労働・社会大臣（Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung）を

務めた。一九四八年三月以降ピツォーネ経済行政庁長官であったエアハルト (Ludwig Erhard) は、一九四九年九月からドイツ連邦共和国経済大臣を務め、一九六三年に連邦首相になった。ピツォーネ経済評議会議長ケラーは、ドイツ連邦共和国の連邦議会議長になった。ピツォーネ法務局長 (Leiter des Rechtsamt) シュトラウス (Walter Strauss) は、ドイツ連邦共和国で連邦司法省次官 (Staatssekretär) と郵政省局長 (Chef des Postressorts) になった。ピツォーネ財務行政庁長官 (Direktor der Verwaltung für Finanzen) ハルトマン (Alfred Hartman) は、一九四九年から一九五九年までドイツ連邦共和国の財務省次官 (Staatssekretär im Finanzministerium) の任にあった (Benz 1984a, 78)。

したがって、ドイツ連邦共和国以前に占領体制の下で国家化が進み、ピツォーネは第三段階で占領体制の枠組みのもとで事実上の国家、つまり「半国家」になった。そうした国家要素を継承して西側占領地域のドイツは一九四九年にドイツ連邦共和国という「国家」に移行したのである。まさにピツォーネからドイツ連邦共和国への転換は「戦後体制移行」である。

ピツォーネの国家化は一九四九年に制度化された戦後連邦制の原型の創出であった。換言すれば国家化は同時に原連邦制化であった。ピツォーネは先行する州の形成と州の政治体化のうえに構築されるが、ピツォーネにおける経済評議会の立法と州による執行という機能分割制、経済評議会の立法への州の参画という立法協働制、文部大臣会議のような州間協調制といった制度原理は、制度形態がピツォーネとは異なるにしても、一九四九年連邦制に受け継がれる。ピツォーネは一九四九年ドイツ連邦共和国の国家と連邦制の前提を用意したのである。

おわりに

本稿は、占領統治体制が一九四九年のドイツ連邦共和国と連邦制の誕生にとっていかなる意義を有するかを明らかにした。そこで得られた結論は、占領統治体制のもとで国家化と原連邦制化が進行し、そうしたプロセスがドイツ連邦共和国の建設を準備する歴史的前提になったということである。

ドイツの占領統治体制には次の特徴があった。第一に、占領形態は直接統治（直接占領）と間接統治（間接占領）が絡み合う複合占領である。直接統治とは連合国占領軍政府がドイツ側の意向とは関わりなく統治することであり、間接統治とは占領軍政府がドイツ側の機関の意思決定を介して統治することである。複合占領とは、連合国の直接統治から間接統治に移行する側面、直接統治が存続する側面、直接統治と間接統治が並存する側面といったさまざまな側面が絡み合う占領体制のことである。したがって、ドイツ占領を日本の間接占領とは異なる直接統治であったと捉えることは正確でない。

第二に、占領統治体制のもとで、州レベルでは州の境界設定、州の行政体化、州憲法の制定、州の政治体化という順序で政治プロセスが進行した。州の境界設定は州の領域を確定して州を設けること、州の行政体化は州が占領軍政府の統治主体になること、州の政治体化は州憲法に基づいて設けられた州議会の選挙と州政府形成によって州がドイツ側の統治主体になることである。

第三に、占領統治体制は外発性を主要契機としてこれに内発性が加わる形で構築され、また変化を遂げた。外発性とは連合国・占領軍政府の意思による政策決定であり、内発性とはドイツ側の意思による政策決定である。外発性は州領域、州首相の任命、アメリカ占領地区の州評議会、イギリス占領地区の地区審議会、ピットオーネ、

経済評議会、ドイツ最高裁判所の設置、ドイツ諸州銀行の創設といった占領統治機構の構築における占領軍政府の主導性である。内発性は、州憲法制定、州議会選挙、州政府形成、州評議会の立法、経済評議会の立法というドイツ側による政治意思形成である。したがって、占領体制とは外発性を主要契機としながら内発性がこれを補完する仕組みであった。

第四に、アメリカ占領地区では州評議会の設立によって直接統治から間接統治に移行する一方、これとは異なつてイギリス占領地区では地区審議会の設置によって直接統治から準間接統治に移行した。その背景には、アメリカ占領軍政府が分権的統治を促進する一方、イギリス占領軍政府は集権的統治を意図した違いがある。占領体制は一元的構造ではなく、多元的構造であった。

第五に、アメリカ・イギリス統合占領地区の統治制度は、ビツォーネの設立、その第一次改革、そして第二次改革といった三段階を経た。このプロセスのなかでビツォーネは、設立時の行政体から第一次・第二次改革によって議会化を伴う政治体に発展するとともに、国家要素を具備していった。ビツォーネの第三段階で経済評議会体制が確立し、アメリカ・イギリス統合占領地区は事実上の国家、つまり半国家としての性格を帯びたのである。

こうした占領体制の変化と国家化の進展は、同時に占領地区において連邦制の萌芽形態が生み出される過程、すなわち原連邦制化であった。原連邦制化とは次の意味である。第一に占領初期に州領域が画定され、州が統治主体になった。第二にアメリカ占領地区の州評議会は州首相で構成され、アメリカ・イギリス統合占領地区では経済評議会が州議会選出メンバーで構成され、また経済評議会の州評議会が州政府代表からなることによって、各占領地区および統合占領地区の立法における州の参画が制度化された。このように、原連邦制化はアメリカ占領地区とアメリカ・イギリス統合占領地区のそれぞれで現れた。したがって、占領体制では二元的原連邦制化が

進行したわけである。第三にアメリカ占領地区では州評議会の制定法、イギリス占領地区では占領軍政府令、アメリカ・イギリス統合占領地区では経済評議会の制定法を州が執行するという立法と執行の機能分制体制がつくられた。こうした州の統治体化、立法への州の参画、立法と執行の機能分制は一九四九年の基本法に制度化された連邦制に引き継がれる。この意味で、占領体制とドイツ連邦共和国の間には明らかな連続性がある。

以上の国家化と原連邦制化をポツダム宣言との関わりで位置づければ次のようになる。ポツダム宣言は、占領体制下のドイツに政治体を設けることを避ける一方で行政体の構築は許容し、そしてドイツを経済的統一体として扱うことを求めた。その後ドイツの統一が不可能になるなかで、西側占領地区はポツダム宣言が認めた行政体を形成し、次いでポツダム宣言を超えて政治体の構築に進んだ。経済的統一性はポツダム宣言から乖離してビツォーネのレベルでその国家化とともに達成された。ドイツ連邦共和国の社会的市場経済は西ドイツ建国前のビツォーネにおいてエアハルトによって先行的に始められたのである。この点でも一九四九年のドイツ連邦共和国は占領体制を継承している。

占領統治の複合性、外発性と内発性、占領統治機構の変化と諸段階に着目することによって、占領体制下の国家化と原連邦制化が捉えられ、そのことを通じて占領体制のドイツ連邦共和国への経路性が明らかになるのである。

注

(1) 本稿では、一九四九年の基本法で成立するドイツ連邦共和国の国家性は一九四五年以降の占領体制のもとで次第に用意されたとの仮説に立っている。こうした視点から、占領体制とドイツ連邦共和国の間の断絶性のみならずむしろ連続性の検出に狙いがある。

- (2) 戦後ドイツ連邦制の概括的特徴に関しては拙稿(二〇一一)を参照。ドイツ連邦制の特質が近代ドイツの国家形成の固有のあり方によって規定された点を指摘したレームブルッフの著作(Lehmbruch, 1998)はきわめて示唆的である。
- (3) ベンツによれば、アメリカ占領地区では「下から上」に、イギリス占領地区では「上から下へ」の統治であった(Benz 2009, 146)。このように占領統治の手法の違いをベンツが論じているが、本稿もまた両占領地区の統治構造の相違と変化に注目している。
- (4) クレイがアメリカ占領軍政長官になるのは一九四七年三月一五日である。
- (5) イギリス占領地区では、州憲法のみならずドイツ憲法の準備が行われた。その具体的な作業を担ったのはイギリス占領地区審議会である。一九四七年九月九日から九月一日に開かれた第一三回地区審議会は、法律・憲法委員会に将来のドイツ憲法の綱要を作成するよう求め、これをロンドン外相会議に提出することとした。地区審議会は南ドイツの連邦制論者からは集権的な志向が強いと評価されたが(Gründt, 64)、委員長のヘンスラー(Hensler)は、憲法案の作成にあたっては「集権主義(Zentralismus)」と「分権化(Dezentralisierung)」をいかに「統合(Synthese)」するかが問題であると認識した(Dorendorf, 41)。
- 一九四七年一月二五日から一月二五日にロンドンで開催された第五回外相会議の前夜、イギリス占領軍政府は地区審議会に對して将来のドイツ憲法をまとめるよう要請した(Gründt, 209)。法律・憲法委員会は一九四八年七月二九三〇日の最後の会合で、共産党を除く全政党の賛成で「地区審議会憲法政策」を採択した(Dorendorf, 48)。これはドイツの憲法政策の目標を明確にした。つまり「国家連合」ではなく「真に統治能力のある連邦国家」を形成すること、「州の個性(Eigenleben)」を「尊重」すること、「諸州の政治の調整」を図ることである(Dorendorf, 48, 49)。イギリス占領地区審議会は、議会評議会の基本法審議が始まるまさに直前に、連邦制的憲法構想を提示した。
- (6) 戦後ドイツの連邦制の原型は占領体制のもとで現れるが、連邦制的枠組みを創出するにあたってモデルにされたのは、一方ではアメリカの連邦制であり、他方では一九世紀中葉以降のドイツ連邦制の歴史である。占領体制下では前者の影響が強かった。これ

に対して一九四九年の基本法に制度化された連邦制の形成過程では、クレイはアメリカ連邦制モデルの採用をドイツ側に求めたが、最終的には財政制度を除いてドイツ連邦制の歴史的形態が継承された。

(7) アメリカ占領地区の州評議会とアメリカ・イギリス統合占領地区統治機構の構築にあたって、「調整 (Koordinierung)」は制度形成の牽引概念である。アメリカ占領地区内の州間の調整とビツォーネ内の諸州間の調整をいかに行うかが制度形成上の優先課題であった。

(8) 基本法第一二四条は「連邦の専属的立法の対象に関わる法は、その適用地域内において、連邦法となる」と規定した。また第一二五条は次のように定めた。「連邦の競合的立法の対象に関わる法は、1 それが一つまたは複数の占領地域内において統一的に適用される限度において、2 その法によって、一九四五年五月八日以降に（五月九日から）旧ドイツ国の法が変更されることになった限度において、その適用地域内において、連邦法となる」（高田・初宿, 273; PR Bd. 7, 645）。

(9) レームブルッフの所説はドイツ連邦制を理解するうえできわめて有益である。しかし彼にあっては戦後連邦制と占領体制の関係が立ち入って論じられていない。さらにアメリカ占領地区とイギリス占領地区の統治構造の相違に言及がない。この点は彼の経路依存性論の弱さである。

(10) 占領統治機構における占領地区間の相違ならびに占領統治機構の時間的変容を視野に収めることは、占領体制研究にとって不可欠である。こうした視点抜きには、占領体制の構造とその戦後憲法体制へ連続と断絶は捉えられない。

(11) 一九四九年五月二三日、議会評議会は「ドイツ連邦共和国基本法」を公布した。第七二条は、連邦が「法の統一性または経済の統一性、とりわけ州の領域を超える生活条件の統一性」に関わる立法権を有すると定めた (PR Bd. 7, 629)。

参考文献

- 石田憲 (二〇〇九) 『敗戦から憲法へ―日独伊 憲法制定の比較政治史』 岩波書店
- 河崎信樹 (二〇一二) 『アメリカのドイツ占領政策の史的展開―モーゲンソープランからマーシャルプランへ』 関西大学出版部
- 紀平英作 (二〇〇四) 『西ドイツ成立への道』 紀平英作編 『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』 京都大学学術出版会
- 高田敏・初宿正典編訳 (一九九四) 『ドイツ憲法集』 信山社
- 真鍋俊二 (一九八九) 『アメリカのドイツ占領政策』 法律文化社
- 安野正明 (一九九四) 『アメリカのドイツ占領政策』 油井大三郎他編 『占領政策の国際比較』 三省堂
- 安野正明 (一九八九) 『ドイツにおけるアメリカ占領地区の占領体制の変化―一九四五―四六年・非ナチ化法の制定過程を中心に―』 『歴史学研究』 六〇〇号
- 北住炯一 (二〇一一) 『ドイツ連邦制史と経路依存―一九四九年連邦制の歴史的位置―』 『名古屋大学法政論集』 第二四一号
- Akten zur Vorgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1949 (1976). Bd. 1. September 1945-Dezember 1946. (bearbeitet von Walter Vogel und Christoph Weiz), München, Wien.
- Akten zur Vorgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1949 (1979). Bd. 2. Januar-Juni 1947. (bearbeitet von Wolfram Werner), München, Wien.
- Akten zur Vorgeschichte der Bundesrepublik Deutschland 1945-1949 (1983). Bd. 4. Januar-Dezember 1948. (bearbeitet von Christoph Weiz, Hans-Dieter Kreikamp, Bernd Steger), München, Wien.
- Benz, Wolfgang (1984a). Die Gründung der Bundesrepublik. Vor der Bizone zum souveränen Staat. München.
- Benz, Wolfgang (1984b). Von der Besatzungsherrschaft zur Bundesrepublik. Stationen einer Staatsgründung 1946-1949. Frankfurt/M.

- Benz, Wolfgang (2009). Deutschland unter Alliiertter Besatzung 1945–1949, in: Gebhardt Handbuch der deutschen Geschichte, Bd. 22, Stuttgart.
- Clay, Lucius D. (1950). Entscheidung in Deutschland, Frankfurt/M.
- Dorendorf, Amelies (1953). Der Zonenbeirat der britisch besetzten Zone. Ein Rückblick auf seine Tätigkeit, Göttingen.
- Eschenburg, Theodor (1983). Jahre der Besatzung, Stuttgart.
- Feldkamp, Michael F. (2008). Der Parlamentarische Rat und das Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland 1948 bis 1949. Option für die europäische Integration und die Deutsche Einheit, Berlin/Sankt Augustin.
- Foelz-Schroeter, Marie Elise (1974). Föderalistische Politik und nationale Repräsentation 1945–1947. Westdeutsche Länderregierungen, zonale Bürokraten und politische Parteien im Widerstreit, Stuttgart.
- Golay, John Ford (1957). The Founding of the Federal Republic of Germany, Chicago: The University of Chicago Press.
- Grindt, Ilse Edith Elisabeth Carla (1971). Zentralismus in der britischen Zone. Entwicklungen und Bestrebungen beim Wiederaufbau der staatlichen Verwaltungsorganisation auf der Ebene oberhalb der Länder 1945–1948, Diss. Bonn.
- Gunlicks, Arthur B. (2003). The Länder and German Federalism, Manchester and New York: Manchester University Press.
- GuRADze, Heinz (1950). The Länderrat: German Reconstruction, in: The Western Political Quarterly, June.
- Härtel, Lia (1951). Der Länderrat des amerikanischen Besatzungsgebietes, Stuttgart und Köln.
- Hölscher, Wolfgang (1992). Die Länderbildung in der britischen Besatzungszone, in: Adolf M. Birke, Eva A. Mayring (Hrsg.), Britische Besatzung in Deutschland. Aktenerschliessung und Forschungsfelder, London.
- Latour, Conrad F./Thilo Vogelssang (1973). Okkupation und Wiederaufbau. Tätigkeit der Militärregierung in der amerikanischen

説 Besatzungszone Deutschlands 1944–1947, Stuttgart.

論 Lehnbruch, Gerhard (1978). Party and Federation in Germany: A Developmental Dilemma, in: Government and Opposition 13.

Lehnbruch, Gerhard (1998). Parteienwettbewerb im Bundesstaat. Regelsysteme und Spannungslagen im Institutionengefüge der Bundesrepublik Deutschland, Opladen.

Linz, Juan J. and Alfred Stepan (1996). Problems of Democratic Transition and Consolidation. Southern Europe, South America, and Post-

Communist Europe, Baltimore and London: The Johns Hopkins. University Press. トーリンズ & アンソニー (荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳) 『民主主義の理論 民主主義への移行と定着の課題』一藝社、二〇〇五年

Miller, Robert William (1960). The South German Länderrat: The Origins of Postwar German Federalism. Diss. University of Michigan.

Pünder, Tilman (1966). Das Bizonale Interregnum. Die Geschichte des Vereinigten Wirtschaftsgebiets 1946–1949, Warblingen.

Sante, Georg Wilhelm/A. G. Ploetz Verlag (Hrsg.) (1971). Geschichte der deutschen Länder, Bd. 2: Die deutschen Länder vom Wiener

Kongress bis zur Gegenwart, Würzburg.

Schnakenberg, Ulrich (2007). Democracy-building. Britische Einwirkungen auf die Entstehung der Verfassungen Norddeutschlands 1945–1952, Hannover.

Schwartz, Hans-Peter (1986). Adenauer. Der Aufstieg: 1876–1952, Stuttgart.

Stamm, Christoph (1993). Die SPD-Fraktion im Frankfurter Wirtschaftsrat 1947–1949. Protokolle, Aufzeichnungen, Rundschreiben, in: Archiv für Sozialgeschichte, Beiheft 13.

Strauss, Walter (1948). Entwicklung und Aufbau des Vereinigten Wirtschaftsgebiets, Heidelberg.

Vasold, Manfred (1989). Bayern, in: Fürst, Walter (Hrsg.), Die Länder und der Bund. Beiträge zur Entstehung der Bundesrepublik

Deutschland, Essen.

Vogel, Walter (1956). Westdeutschland 1945–1950. Der Aufbau von Verfassungs- und Verwaltungseinrichtungen über den Ländern drei westlichen Besatzungszonen. Teil I, Koblenz.

Weiz, Christoph (1974). Dokumentation. Deutsche Überlegungen zur Bildung der Bizone. Erich Rossmanns Reise in die Britische Zone im August 1946, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 22, Jahrgang 1974.

Wengst, Udo (1984). Staatsaufbau und Regierungspraxis 1948–1953. Zur Geschichte der Verfassungsorgane der Bundesrepublik Deutschland, Düsseldorf.